

食品用器具・容器包装のポジティブリストの日報Q&A（ホットメルト関係）

	ご相談事項	回答
1	<p>松から採取されるガムロジン誘導体の粘着付与樹脂や、テルペン油を主成分とするテルペン誘導体の粘着付与樹脂、バイオマスプラスチック、ナフサ由来の石油樹脂等、どこまでが天然物とされるのでしょうか？</p> <p>意見提出に際して、天然物の概念等を明確にしていきたいと存じます。</p>	<p>ロジンを構成するアピエチン酸のように、構造が特定された物質はPL対象となるが、構造が特定されないロジンは天然物としてPL対象外となります。一方、天然物由来モノマー重合体を基材区分1～4に収載するには、モノマーをある程度特定する必要があります。区分5は反応生成物が何であるか不明であるが、既存物質を収載するため特別に設けた区分であり、区分1～4とは考え方が異なります。よって、区分1～4は区分5と同様に整理をすることは出来ず、構造の特定が必要となります。</p> <p>ナフサ由来の石油樹脂の考え方については、厚生労働省と相談しています。</p>
2	<p>基材と天然物・無機物等で構成される接着剤において、接着剤中に天然物・無機物等PL対象外の物質を50%以上含む接着剤は、PL制度の対象にならないと考えて良いのでしょうか？</p>	<p>例示すると、以下のパターンに分けられます。</p> <p>（1）接着剤A：接着剤中の天然物・無機物等PL対象外の物質含有量の割合が50%以上のものについて</p> <p>①A単独で使用し、PL対象外の物質含有量の割合が50%以上であることが明らかな場合 →PL制度の対象外</p> <p>②Aと他の薬剤を混練したが、PL対象外の物質含有量の割合は50%以上となる場合 →PL制度の対象外</p> <p>③Aと他の薬剤を混練した結果、PL対象外の物質含有量の割合が50%未満となる場合 →PL制度の対象となる</p> <p>（2）接着剤B：接着剤中の天然物・無機物等PL対象外の物質含有量の割合が50%未満のものについて</p> <p>④B単独で使用し、PL対象外の物質含有量の割合が50%未満であることが明らかな場合 →PL制度の対象となる</p> <p>⑤Bと他の薬剤を混練したが、PL対象外の物質含有量の割合は50%未満となる場合 →PL制度の対象となる</p> <p>⑥Bと他の薬剤を混練した結果、PL対象外の物質含有量の割合が50%以上となる場合 →PL制度の対象外</p> <p>このように、PL対象となるかは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 硬化した接着剤の層が食品接触層になる場合 ラミネート等の多層構造において、層同士を接着する目的で接着剤の層が形成される場合 <p>におけるPL対象物質の含有量の割合によるため、接着剤の使用用途を確認し、最終的に天然物が50%以上とならないことが明白な場合や使用用途が不明な場合には情報提供すべきと考えられます。</p> <p>【補足】「合成樹脂＝基材（必須）＋添加剤（任意）」となります。そのため、基材が含まれていない場合（「添加剤のみ」、「天然物と添加剤の混合物」）は、合成樹脂に該当しないので、PL制度の対象外となります。</p>
3	<p>添加剤について、PL対象外とされる物質に該当するかどうかを事業者判断だけでは決めかねています。「器具・容器包装に対する目的がなく、添加剤の安定化等の目的で使用されるもの」のより具体的な例示を頂けないでしょうか。</p>	<p>「意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえ検討中の方針について（令和4年7月7日時点）（https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000962341.pdf）」によれば、添加剤は以下のように定義されます。</p> <p>原則、分子量1000未満で、①②いずれも満たす有機低分子物質</p> <p>①基材の物理的又は化学的性質を変化させるもの</p> <p>②最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられるもの</p> <p>また、分子量1000以上の場合は、①②いずれも満たすとともに、以下の③④いずれかに該当する重合体</p> <p>③常温常圧で液状のもの</p> <p>④特殊な官能基を有しその官能基が【基材】に対して特有の効果を発揮するもの（分子量2000程度を目安とする）</p> <p>接着剤に使用される化学物質のうち、上記定義を満たすものがPL管理対象の添加剤となります。したがって、原則として接着剤を硬化させた後に形成される被膜に対して効用が期待されるもの（例；粘着付与剤、可塑性剤、難燃剤）が対象となると考えます。一方で硬化前の状態でのみ効用が期待されるもの（例；水系接着剤の防腐剤、溶媒）及び接着剤の硬化プロセスそのものに対してのみ効用が期待されるもの（例；反応促進剤）については原則対象外と考えられます。</p> <p>なお、基材の化学構造中に取り込まれるもの（例；カップリング剤、硬化剤）は添加剤ではなく基材として管理する必要があります。</p> <p>上記は考え方の参考でありPL管理対象であるかどうかの最終的判断は上記の添加剤の定義（①～④）に基づき事業者にて化学物質ごとに使用目的を確認して判断いただく必要があります。</p>